

## 公益社団法人日本精神神経科診療所協会助成金交付に関する規程

### 第1条（目的）

この規程は、公益社団法人日本精神神経科診療所協会（以下「本協会」という）定款第4条に基づき助成する事業について定める。

### 第2条（対象事業）

地域精神科医療の発展に関わる個人又は団体による調査、研究等への助成とする。

### 第3条（選考方法）

選考は、次の各号に掲げる基準に適合するものを中心に、本協会選考委員会が選考を行う。

- (1) 当該事業の計画及び方法が目的を達成するために適切であり、かつ十分な成果を期待し得るものであること。
- (2) 当該事業が営利を目的としないものであること。
- (3) 当該事業の予想する成果が特定の者の利益にのみ寄与すると認められないものであること。

### 第4条（助成金額）

助成金額は、年度予算の範囲において定額とし、対象の内容と対象者の数に応じて分配される。

### 第5条（募集及び応募方法）

候補者募集は、本協会理事会の議を経て、日精診会誌『ジャーナル』等の広報により行なう。応募者は、所定の申請書（倫理審査に関わる事項を含む）と業績、参考資料、計画書等を本協会に提出する。

### 第6条（条件）

助成金交付を決定する場合においては、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 助成事業実施に際し、本協会助成事業の協力による旨を表示すること。
- (2) 助成事業の内容、経費の配分を変更する場合においては、選考委員会の承認を受けること。
- (3) 助成事業が期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合においては、速やかに選考委員会に報告し、その承認を受けること。

### 第7条（決定及び通知）

選考委員会は、選考の経過ならびに結果について理事会に付議する。理事会承認後、すみやかにその決定の内容を応募者に通知する。

### 第8条（申請の辞退）

応募者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、定める期日までに申請の辞退届を提出することができる。

申請の辞退があったときは、当該申請に係る助成金交付の決定はなかったものとみなす。

### 第9条（助成事業の実施）

助成事業者は、第7条の規定に基づく助成金の交付に関する決定通知に記載されている事項に従い適正に事業を行わなければならない。研究期間は、決定通知を受け取った年の4月1日から翌年3月31日までとする。

ただし、やむを得ない事情により実施が困難となった場合は、選考委員会で協議の上、研究期間を変更することができる。

### 第10条（目的外使用の禁止）

助成事業者は、助成金を助成事業以外の用途に使用してはならない。

#### 第 11 条（報告）

助成事業者は、所定の報告書と参考資料等を 3 月 31 日までに提出しなければならない。

また、原則として助成事業の総説を次年度本協会学術研究会に報告し、日精診誌に論文を提出しなければならない。論文提出をもって事業終了とみなす。尚、報告の記述形式としては他の標準的学術雑誌への投稿や学会発表が可能な水準であることが望ましい。

#### 第 12 条（助成額の決定）

選考委員会は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書の審査等により、その報告に係る事業の成果が助成金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該助成事業者に通知する。

#### 第 13 条（助成金の支払）

(1) 助成金支払の方法は、原則として事業終了後の精算払いとする。選考委員会は、第 11 条の規定による論文を受理した後にこれを審査し、その内容が妥当であることを確認のうえ助成金を支払うものとする。

(2) その他、助成金の支払について規程に定められていない事項が発生した場合は、選考委員会の協議を経て決定することができる。

#### 第 14 条（交付決定の取消し）

助成事業者が次の各号に掲げる条件に該当する場合は、助成金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

これは、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用される。

- (1) 補助金の交付申請につき不正の事実があった場合
- (2) 助成事業を中止した場合
- (3) 助成事業を遂行する見込みがなくなると認められる場合
- (4) その他この規程に違反したと認められる場合

#### 第 15 条（様式）

この規程に定める様式は、別添のとおりとする。

#### 第 16 条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の議決を得て行うことができる。

付則 本規程は平成 29 年 9 月 10 日より施行する。

一部改定：平成 30 年 11 月 11 日